

安中市 保育園・認定こども園 等 入園案内



安中市の公式マスコット
「こうめちゃん」

～令和9年度入園用～



も く じ

市内の保育施設と利用できるサービス一覧	表紙裏
必要書類・提出期限	1 ページ
令和9年度入園までの流れ【新規・継続】	2 ページ
子ども・子育て支援新制度について(令和9年度 算定年齢(クラス)編成表)	3～5 ページ
幼児教育・保育の無償化について	6～8 ページ
保育料について	9, 10 ページ
令和8年度利用者負担額(保育料)徴収基準額表	11 ページ
副食費について	12, 13 ページ
「妊娠・出産」「育児休業」について	14 ページ
よくあるご質問(Q&A)	15～20 ページ
その他の保育サービス	21～22 ページ
提出書類 様式集 ※申請書や就労証明書等の各様式	様1～様28 ページ
※ご提出の際には、必要な書類が揃っているか、記入もれがないか等をご確認ください。 ※申請書類は、提出締切日までに、第一希望の園(継続利用の場合には、在籍している園)に提出してください。	

安中市役所

本庁舎 〒379-0192 群馬県安中市安中2-13-7
 こども課 幼児教育保育係
 松井田庁舎 〒379-0292 群馬県安中市松井田町新堀245
 住民福祉課 福祉こども係

TEL 027-382-1111 (代表)

開庁時間 平日8時30分～17時15分 (土日・祝日・年末年始を除く)



市HPにも同内容を
掲載しています。



市内の保育施設と利用できるサービス一覧



各園の情報は
こちらをご確認ください

令和8年4月1日時点

名 称		利用 定員	所在地	電話	教育時間 【1号】	保育時間【2号・3号】			対象年齢 (受入年齢)	延長保育		一時預かり		休日 保育	こども 誰でも 通園	病児保育			子育て 支援セ ンター
					開所時間	開所時間	保育標準時間 (11時間)	保育短時間 (8時間)		2・3号 (短)	2・3号 (標)	一般型	幼稚園型			病児 対応型	病後児 対応型	体調 不良児 対応型	
保 育 園	1	遠丸保育園	60	安中5-8-25	382-1080		7:00 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	3ヵ月～	○	○							
	2	岩野谷保育園	80	岩井617-2	381-3320		7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	9ヵ月～	○	○							○
	3	板鼻和光保育園	80	板鼻2101-2	381-0613		7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:30 ~ 16:30	4ヵ月～	○	○							
	4	崇徳寺保育園 (R9.3閉園予定)	20	松井田町松井田326	393-4458		7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7ヵ月～	○								
	5	西横野保育園	50	松井田町人見970	393-3946		7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7ヵ月～	○								○
	6	白鳩保育園	20	松井田町国衙89-1	393-1015		7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7ヵ月～	○		○						
	7	細野保育園	20	松井田町新井394	393-2457		7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	3ヵ月～	○		○					○	○
	8	市立原市保育園	110	築瀬25-1	385-5233		7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7ヵ月～	○						○		
	9	市立まついだ保育園	90	松井田町八城194-1	393-3892		7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	7ヵ月～	○		○						
認 定 こ ど も 園	10	安中こども園	40	安中3-3-3	381-0640	9:00 ~ 14:00	7:00 ~ 18:30	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	8ヵ月～	○	○	○	○					
	11	安中二葉幼稚園	135	安中3-10-33	381-0394	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	満1歳～	○			○					○
	12	原市赤心幼稚園	120	原市1-14-16	385-6662	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	満1歳～	○			○					○
	13	いそべこども園	115	磯部3-12-12	385-8021	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	10ヵ月～	○			○					○
	14	東横野幼稚園	55	鷺宮3092-2	382-0816	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	1歳～	○			○					○
	15	あきまこども園	105	下秋間1459	395-0186	9:00 ~ 14:00	7:30 ~ 19:00	7:30 ~ 18:30	8:30 ~ 16:30	4ヵ月～	○	○		○				○	○
	16	後閑あさひ保育園	90	中後閑724	385-5541	9:00 ~ 14:00	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	3ヵ月～	○	○	○	○	○	○	○	○	
	17	あさひ第二保育園	105	下後閑509-1	384-1501	9:00 ~ 14:00	7:00 ~ 19:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	3ヵ月～	○	○	○	○			○	○	○
地 域 型 保 育 所	18	うずまき保育園	5	原市92-2	381-8020		7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	3ヵ月～	○		○						
	19	ひまわり保育園	5	鷺宮205-1	386-6607		7:00 ~ 18:00	7:00 ~ 18:00	8:00 ~ 16:00	3ヵ月～	○		○						
	20	たんぼぼ保育園	5	上間仁田658	381-8308		7:30 ~ 18:30	7:30 ~ 18:30	8:00 ~ 16:00	3ヵ月～	○		○						○

※募集人数は、各施設にお問い合わせください。

※土曜日の開所時間は各施設で異なります。各施設にお問い合わせください。

※市外の保育施設の詳細については、各施設にお問い合わせください。

各保育事業の略称について

延長保育 2・3号(短)	保育短時間認定児を対象とした、園で定めた8時間を超えた保育事業	こども誰でも通園制度	0～2歳までの「どこの園にも在籍していないこども」を時間単位で預かる事業
延長保育 2・3号(標)	保育標準時間認定児を対象とした、園で定めた11時間を超えた保育事業	病児保育(病児対応型)	傷病中ではあるものの症状の安定している児童を対象とした保育事業
一時預かり (一般型)	非在園児を対象とした、一時保育事業 (一時保育)	〃 (病後児対応型)	傷病の回復期の児童を対象とした保育事業
〃 (幼稚園型)	在園児(1号認定)を対象とした、教育時間を超えての保育事業 (預かり保育)	〃 (体調不良児対応型)	保育中に「体調不良」となった児童の緊急的な対応を図る事業
休日保育	市内の施設を利用する保育認定児を対象とした休日(日曜・祝祭日)の保育事業	子育て支援センター	入園前の児童を対象とした子育て支援事業

必要書類・提出期限



令和9年4月からの新規入園	☆【市内】の施設を利用する場合 →9月11日(金)～30日(水)までに、各園へ
令和8年度からの継続【現況届】	☆【市外】の施設を利用する場合 →9月1日(火)～30日(水)までに、こども課へ
令和9年5月以降の途中入園（毎月1日）	入園月の前月15日までに、入園を希望する園に提出
認定区分・時間区分を変更する場合	変更を希望する月の前月15日までに、在籍している園へ提出

※転園を希望する場合には、令和9年度新規入園と同様の手続が必要となります。

チェックリスト					
	1号認定(教育認定)で入園希望の方 →提出物: A (該当者はCも)			様式ページ	
	2・3号認定(保育認定)で入園希望の方 →提出物: AとB (該当者はCも)				
A		施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書		様-3,4	
B 認定事由により提出書類が異なります。		就労 (育休中の場合を含む。)	・就労証明書 (春に復帰予定の方で、「復帰日」、「復帰後の就労時間」が決まっていない場合は市にご相談ください。)	様-11,13	
		妊娠・出産	・申立書	様-15	
			・母子手帳の写し(表紙・分娩予定日の記載ページ)		
		疾病・障害 介護・看護	・申立書	様-15	
			・医師の診断書・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳 等	様-17 (診断書)	
		災害復旧	必要な提出書類は、市にご相談ください。		
		求職活動	・申立書	様-15	
		就学	・申立書	様-15	
			・在学証明書 等		
		虐待・DV	個々人の状況に応じて、必要書類が異なりますので、市にご相談ください。		
	育児休業	・就労証明書	様-11,13		
		・育児休業中の保育園・認定こども園利用継続申立書	様-16		
C 該当者のみ		減免申請	・施設利用者負担額(保育料)減免判定に係る申請欄(Aの申請書内)	様-4	
			①ひとり親家庭(未婚・離婚・死別)	・戸籍謄本または福祉医療費受給資格者証の写し ※離婚協議中の場合には、市にご相談ください。	
			②在宅障害児(者)のいる世帯	・障害者手帳等の写し	
		新規入園または市外からの転入者	・個人番号(マイナンバー)申告書	様-7,8	
		預かり保育などを利用する場合	・子育てのための施設等利用給付認定申請書	様-23,24	
			・Bの認定事由ごとに必要な書類(1号認定で教育時間以外に預かり保育を利用する場合などに保育の必要性を確認するため)		
	市外の施設を希望する場合	・管外保育希望理由書	様-18		

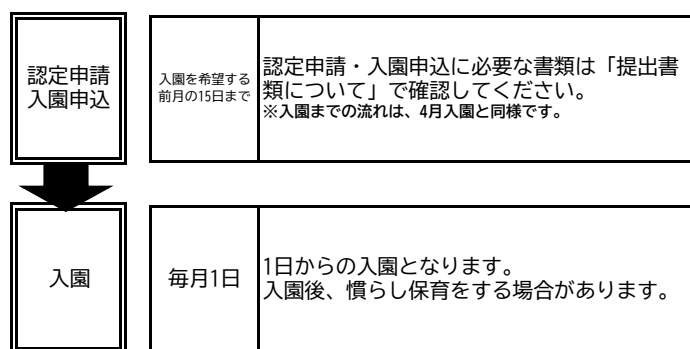
【新規入園の場合】

～令和9年4月入園までの流れ～



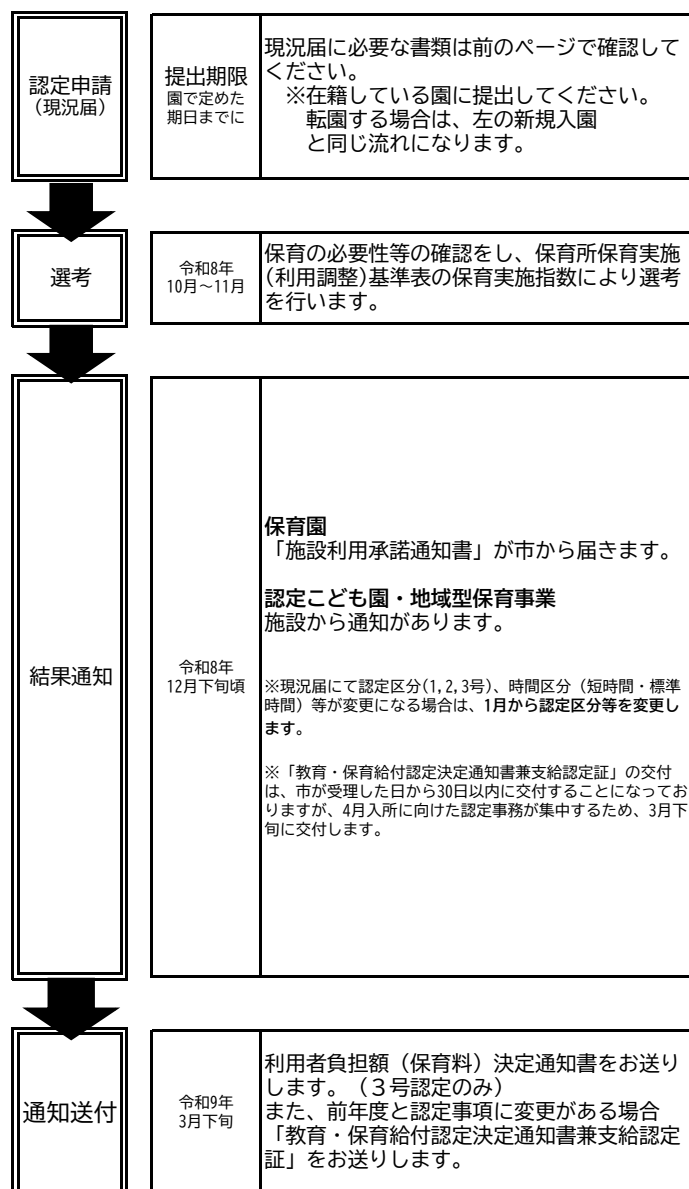
～令和9年5月以降の入園について～

4月の一斉入園後、受入れ可能な園については、随時募集を行っております。各園の空き状況(毎月1日時点)は、市のホームページでも公開しています。



【令和8年度からの継続利用(2,3号)の場合】

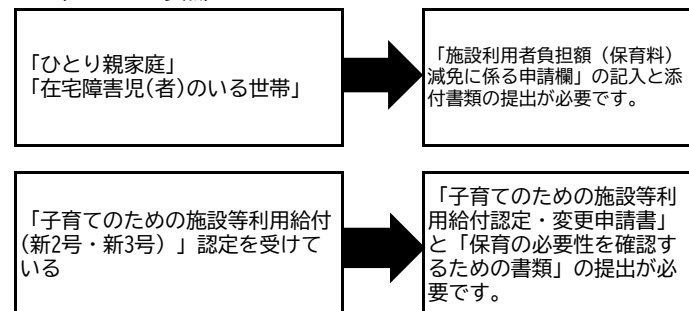
～現況届提出の流れ～



【令和8年度からの継続利用(1号)の場合】

令和8年度1号認定を受けて在籍し、
令和9年度も1号認定を受けて在籍する場合、

「教育・保育給付認定申請書(現況届)」の提出が必要です。
また、次の方は併せて添付書類の提出も必要です。
(1ページを参照)



子ども・子育て支援新制度について

○子ども・子育て支援新制度とは

「子ども・子育て支援法」に基づき、平成27年度から本格スタートした制度です。幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を目的としています。

入園に関しては、年齢や保育の必要性に応じて3つの認定区分(1号～3号)が設定され、それぞれ利用できる施設や時間が決められました。

○保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)について

必要に応じた保育、教育サービスを受けるために保育の必要性や必要量を判定するものです。

保育園と認定こども園で「保育」をする場合(2号・3号認定)は、保護者(父・母)それぞれが「保育を必要とする理由」に該当することが必要となります。

(1)認定の種類

教育・保育給付 認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望	幼稚園・認定こども園(教育部分)
2号認定 (保育認定)	満3歳以上で、保護者の労働や疾病等のため保育の必要性があり、保育を希望	保育園・認定こども園(保育部分)
3号認定 (保育認定)	満3歳未満で、保護者の労働や疾病等のため保育の必要性があり、保育を希望	保育園・認定こども園(保育部分) 地域型保育事業(※)

※地域型保育事業とは少人数の子どもを預かる保育事業です

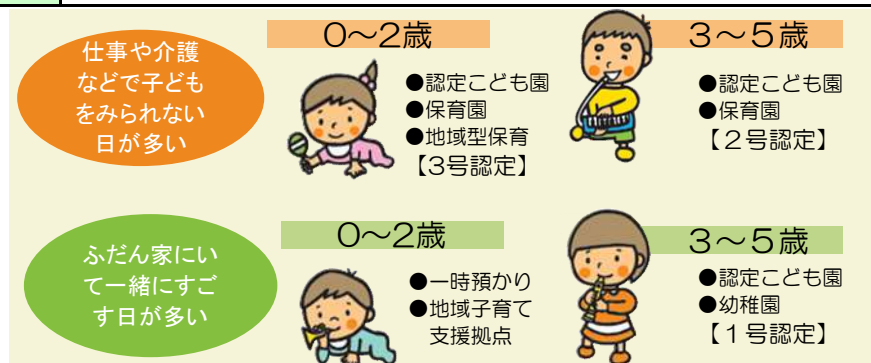
保育認定の時間区分

保育短時間認定	就労の場合、月64時間以上120時間未満の就労が必要となります。	
	保育時間	1日最長8時間
保育標準時間認定	就労の場合、月120時間以上の就労が必要となります。	
	保育時間	1日最長11時間

※8時間・11時間の保育時間の設定(開所時間)は、各施設により異なります。施設一覧(表紙裏)をご参照ください。

施設類型

認定こども園	幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的におこなう施設です。親が働いていない3歳以上の子どもも入園でき保護者の就労の有無などに関わらず全ての子どもを預けられます。
保育所(園)	親が、就労/介護/病気などの理由で子どもを保育できない状態のときに親に代わって子どもの保育を目的として利用する施設です。
幼稚園 (安中市内には現在ありません。)	保護者の就労の有無に関わらず3歳から小学校入学前の子どもが入園できます。預かり時間は4時間が基準です。延長保育や夏・冬休みに預かり保育を実施している園もあります。



(2)認定期間について

認定区分	認定期間
1号認定 (教育標準時間認定)	3歳の誕生日の前日 ～ 就学前の3/31まで
2号認定 (保育認定)	3歳の誕生日の前日 ～ 就学前の3/31まで
3号認定 (保育認定)	～ 3歳の誕生日の前々日まで



(3)認定事由について

保育認定(2号認定・3号認定)を受けて、保育園又は、認定こども園を利用する場合は、以下の認定事由に該当する必要があります。

認 定 事 由		時間区分	
①就労	外勤、内職、農業等で就労している場合(1ヶ月64時間以上の就労が必要)	短時間	標準時間
②妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合(産前2ヶ月・産後3ヶ月)		標準時間
③疾病・障害	病気または障害があり保育できない場合		標準時間
④介護・看護	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている場合		標準時間
⑤災害復旧	火災・風水害等によりその復旧のために保育できない場合		標準時間
⑥求職活動	求職活動のため保育できない場合(認定日から3ヶ月)	短時間	
⑦就学	就学のため保育ができない場合(自動車学校・通信教育・自宅学習等は除く)		標準時間
⑧虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	要相談	
⑨育児休業	育児休業取得時に既に保育施設等を利用して、継続利用が必要な場合	短時間	
⑩その他	上記に類する場合	要相談	

○保育標準時間認定の事由であっても申し出により承認された場合は保育短時間認定が認められます。

○どちらかの保護者の就労時間が120時間に満たない場合は、保育短時間の認定になります。

例)父の就労時間:月135時間、母の就労時間:月70時間 → 保育短時間認定



(4)入園後変更が生じた場合

保育園や認定こども園を利用中で、現在受けている支給認定内容に変更が生じた場合は、必ず認定変更の手続きをしてください。変更を希望する月の前月15日までに、在籍している園に必要書類を提出してください。

各様式は、市のホームページからもダウンロードできます。→



変更の内容	必要な提出書類	
認定区分(1・2・3号)を変更する場合	教育・保育給付認定変更申請書 (様式集：様-19,20)	認定事由等により異なります。 1～2ページで必要書類を確認してください。
認定事由が変更になる場合		
時間区分(短時間、標準時間)を変更する場合		
就労先の変更・就労を開始したとき		変更内容が分かる資料 (戸籍謄本等)
婚姻や離婚等で世帯構成の変更		
税額(市町村民税額)が変更した場合		こども課に連絡してください。
退園する場合【保育園】	保育の実施解除申請書 ※各園に用意してあります。	
退園する場合【幼稚園・認定こども園】	退園届 ※各園に用意してあります。	
市外へ転出する場合	退園手続後、「教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証」をこども課に返却してください。	

○算定年齢について

- ・4月1日現在の年齢で算定年齢(クラス)が決まります。
- ・0歳児クラスは、施設によって受け入れ可能な月齢が異なります。
施設一覧(表紙裏)を参考に、詳しくはご希望の施設にお問い合わせください。
- ・保育認定の2歳児(3号認定)は年度途中で満3歳になると2号認定に切り替わりますが、算定年齢はその年度末までは2歳児クラスのまま変わりません。
- ・教育認定であれば満3歳児は年度途中でも1号認定のクラスに入れます。

令和9年度 算定年齢(クラス)編成表

算定年齢・クラス	生年月日	入園可能期間	認定
0歳児	令和 8年4月2日～令和 9年4月1日	～令和15年3月31日	3号
1歳児	令和 7年4月2日～令和 8年4月1日	～令和14年3月31日	
2歳児 満3歳児	令和 6年4月2日～令和 7年4月1日	～令和13年3月31日	
3歳児	令和 5年4月2日～令和 6年4月1日	～令和12年3月31日	1号 または 2号
4歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日	～令和11年3月31日	
5歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日	～令和10年3月31日	

幼児教育・保育の無償化について

○幼児教育・保育の無償化とは

幼児教育・保育における保護者の経済的負担の軽減を図る少子化対策の観点から、令和元年10月1日より実施されています。

対象は、3歳児から5歳児クラスの子どもと0歳児から2歳児クラスの住民税非課税世帯の子どもです。

対象となる施設やサービスは、従来の認可施設(保育所・認定こども園など)に在園する場合だけでなく、認可外保育施設や、預かり保育などのサービスを利用する場合でも、一定の条件のもと、上限額の範囲内で利用料(保育料)が無償化となります。

ただし、利用する施設に応じて発生する給食費(主食分)や、行事費・通園送迎費などは、利用料(保育料)とは異なる実費負担部分となりますので、引き続き保護者負担となります。

○対象児童、対象施設・サービスについて

区分			対象児童		
			(1)3歳児クラスから5歳児クラスの子ども (2)0歳児クラスから2歳児クラス(満3歳を含む)の住民税非課税世帯の子ども		
			利用料または無償化の上限額	無償化の申請 (市への手続)	保育の必要性の認定 (市への手続)
保育施設 (代表的な種類、サービス)	①	認可保育所	0円	—	入園時に確認済み
	②	認定こども園の保育園部 (地域型保育事業を含む)	0円	—	入園時に確認済み
	③	認定こども園の幼稚園部	0円(注釈1)	—	—
	④	幼稚園(新制度移行済)	0円(注釈1)	—	—
	⑤	幼稚園(新制度未移行)	月額28,000円まで(注釈1)	必要	—
	⑥	幼稚園(認定こども園幼稚園部も含む) + 預かり保育	幼稚園の利用料に加え、 日額490円(月額12,300円)まで (満3歳の間は日額490円(月額17,700円)まで)	必要	必要
	⑦	認可外保育施設、 一時預かり、病児保育、ファミ リ・サポートセンター(注釈2)	月額40,300円まで (0～2歳は月額45,700円まで)	必要	必要
	⑧	企業主導型保育施設	標準的な利用料が無償	—	入園時に確認済み

(注釈1)開始年齢については、原則小学校就学前の3年間が無償化となりますが、幼稚園(認定こども園の1号を含む)部分については、学校教育法の規定に鑑み、満3歳(3歳の誕生日)から無償化となります。

(注釈2)保育園・認定こども園の保育園部及び企業主導型保育施設のいずれかに在園する児童は、対象外となります。

(その他)幼稚園・保育園・認定こども園等と併せて、障害児発達支援施設等を利用している児童についても、無償化の対象となります。

○無償化の給付認定

前ページの一覧表で、利用したい施設や、サービスが、無償化の申請が「必要」となっている場合には、市に申請を行ってください。

この「無償化の給付認定(子育てのための施設等利用給付認定)」は、すでに保育所や認定こども園等を利用している場合に受けている「教育・保育給付認定(支給認定)」とは別のものとなります。

特に、保育施設・サービスを利用する場合には、「保育の必要性」についても併せて認定を受ける必要がありますので、実際に保育施設・サービスを利用する前に、忘れずに申請を行ってください。

■子育てのための施設等利用給付認定

認定区分	対象となる子ども	無償化となる主な施設・事業
新1号認定	満3歳以上の就学前の子ども	・未移行幼稚園
新2号認定	3歳児クラス(年少)以上で、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	・幼稚園(認定こども園幼稚園部も含む) + 預かり保育 ・認可外保育施設
新3号認定	0～2歳児クラス(満3歳も含む)で、住民税非課税世帯かつ、保護者の労働や疾病等により保育を必要とする子ども	

●保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)

保育の必要性の認定(教育・保育給付認定)とは、「子ども・子育て支援法」で定められている施設やサービスを利用する場合に、必要な認定です。必要に応じた保育・教育サービスを受けるために、保育の必要性や必要量を判定するものです。

○利用開始後変更が生じた場合

「施設等利用給付認定変更申請書兼変更届」等の提出が必要となります。

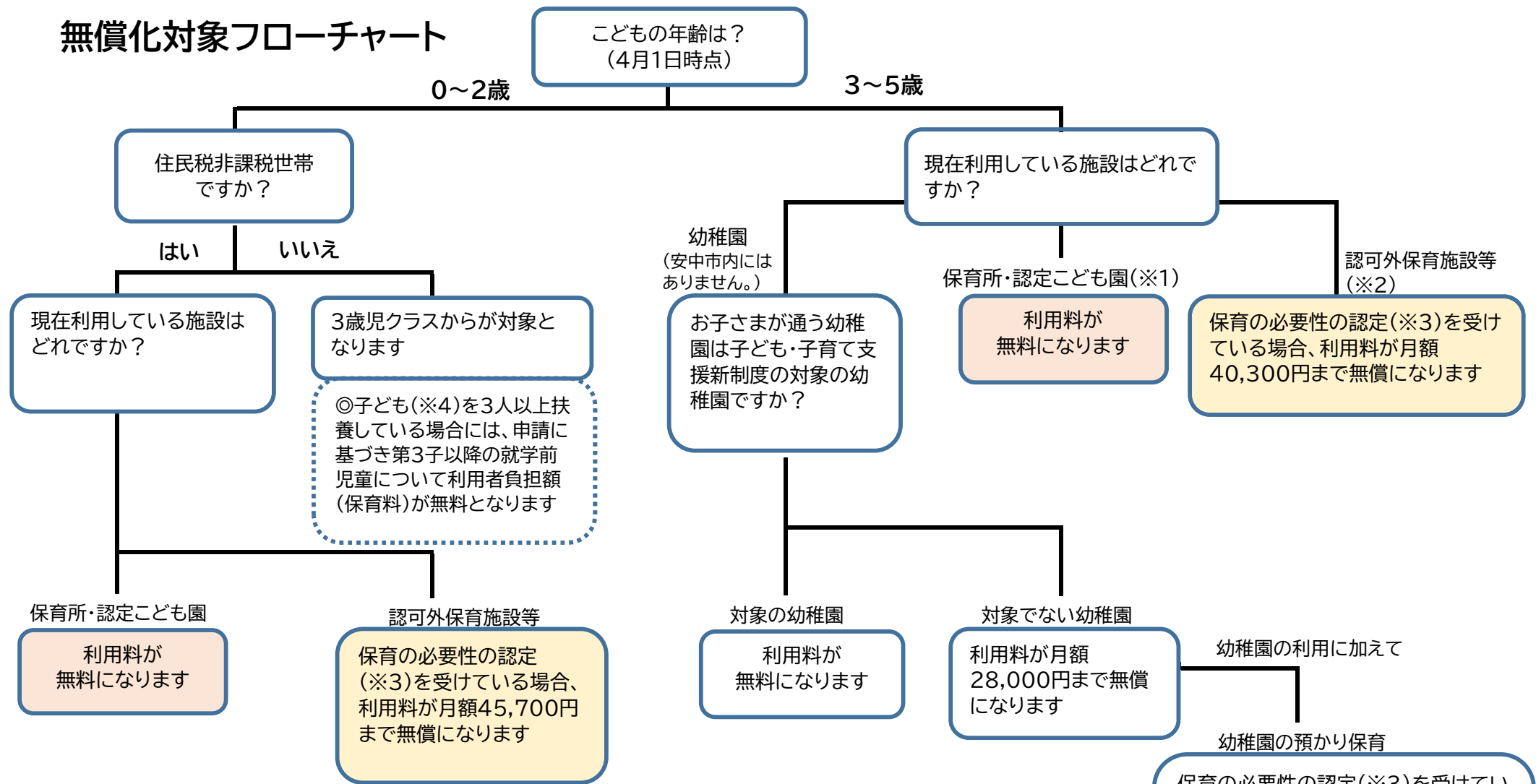
下の表をご確認の上、認定内容に変更が生じた場合には、必要書類の提出をお願いいたします。

認定事項の内容に変更があったにもかかわらず、「施設等利用給付認定変更届」の提出がない場合には、無償化の認定を受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

変更が生じる月の前月15日までに、在籍している園に書類を提出してください。

変更の内容	提出書類	
認定区分(新1号・新2号・新3号)を変更する場合	施設等利用給付認定変更申請書兼変更届 (様式集:様-27)	認定事由等により異なります。 1ページで必要書類を確認してください。
認定事由(就労、求職活動等)を変更する場合		
就労先の変更		変更内容が分かる資料
就労を開始したとき		
婚姻や離婚等による世帯構成の変更		こども課にお問い合わせください。
税額(市町村民税額)が変更した場合		
利用施設を変更又は退園する場合		
市外へ転出する場合		

無償化対象フローチャート



※1 地域型保育(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)、企業主導型(標準的な利用料)も対象です。

※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート事業が対象です。
認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

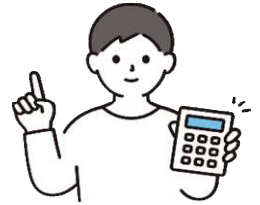
※3 無償化の対象となるためには、市役所こども課から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

※4 「子ども」とは、「子ども・子育て支援法第6条の子ども(18歳未満)」とします(安中市の取扱い)。

保育料について

※子どもが3歳以上児クラスの方は、利用者負担額(保育料)はかかりません。

- ・保育料は市町村民税所得割額をもとに、毎年決定されます。
- ・原則として保護者及びその配偶者の所得割額の合計額で算定を行います。



令和9年度	4月～8月の保育料	令和8年度の市町村民税所得割額により算定
	9月～3月の保育料	令和9年度の市町村民税所得割額により算定

- ・時間区分(標準・短時間)が同じであれば、市内のどの施設に入園しても、同額になります。
- ・出欠にかかわらず、その月初日に在籍していれば1ヶ月分の保育料がかかります。

(税額の確認方法)

「市町村民税所得割額」は、毎年5月または6月に勤務先等から受け取る「市民税・県民税 税額決定(納税)通知書」で確認することができます。(下の図参照)

なお、この「税額決定通知書」には「特別徴収(市県民税を給与天引により納付)」と、「普通徴収」の2種類があります。図では「特別徴収」の例を記載しています。

平成26年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得区分	給与所得	山林所得	雑所得	総所得③
税額	税額控除額④	税額控除額⑤	税額控除額⑥	税額控除前所得割額⑦
税額	税額控除額⑧	税額控除額⑨	税額控除額⑩	税額控除前所得割額⑪
税額	税額控除額⑫	税額控除額⑬	税額控除額⑭	税額控除前所得割額⑮
税額	税額控除額⑯	税額控除額⑰	税額控除額⑱	税額控除前所得割額⑲
税額	税額控除額⑳	税額控除額㉑	税額控除額㉒	税額控除前所得割額㉓
税額	税額控除額㉔	税額控除額㉕	税額控除額㉖	税額控除前所得割額㉗
税額	税額控除額㉘	税額控除額㉙	税額控除額㉚	税額控除前所得割額㉛
税額	税額控除額㉜	税額控除額㉝	税額控除額㉞	税額控除前所得割額㉟
税額	税額控除額㊱	税額控除額㊲	税額控除額㊳	税額控除前所得割額㊴
税額	税額控除額㊵	税額控除額㊶	税額控除額㊷	税額控除前所得割額㊸
税額	税額控除額㊹	税額控除額㊺	税額控除額㊻	税額控除前所得割額㊼
税額	税額控除額㊽	税額控除額㊾	税額控除額㊿	税額控除前所得割額㊿

税額	税額控除額④	税額控除額⑤	税額控除額⑥	税額控除前所得割額⑦
税額	税額控除額⑧	税額控除額⑨	税額控除額⑩	税額控除前所得割額⑪
税額	税額控除額⑫	税額控除額⑬	税額控除額⑭	税額控除前所得割額⑮
税額	税額控除額⑯	税額控除額⑰	税額控除額⑱	税額控除前所得割額⑲
税額	税額控除額⑳	税額控除額㉑	税額控除額㉒	税額控除前所得割額㉓
税額	税額控除額㉔	税額控除額㉕	税額控除額㉖	税額控除前所得割額㉗
税額	税額控除額㉘	税額控除額㉙	税額控除額㉚	税額控除前所得割額㉛
税額	税額控除額㉜	税額控除額㉝	税額控除額㉞	税額控除前所得割額㉟
税額	税額控除額㊱	税額控除額㊲	税額控除額㊳	税額控除前所得割額㊴
税額	税額控除額㊵	税額控除額㊶	税額控除額㊷	税額控除前所得割額㊸
税額	税額控除額㊹	税額控除額㊺	税額控除額㊻	税額控除前所得割額㊼
税額	税額控除額㊽	税額控除額㊾	税額控除額㊿	税額控除前所得割額㊿

受給者番号	氏名	指定番号
住所	個人番号	
税額	税額控除額④	税額控除額⑤
税額	税額控除額⑥	税額控除額⑦
税額	税額控除額⑧	税額控除額⑨
税額	税額控除額⑩	税額控除額⑪
税額	税額控除額⑫	税額控除額⑬
税額	税額控除額⑭	税額控除額⑮
税額	税額控除額⑯	税額控除額⑰
税額	税額控除額⑱	税額控除額⑲
税額	税額控除額⑳	税額控除額㉑
税額	税額控除額㉒	税額控除額㉓
税額	税額控除額㉔	税額控除額㉕
税額	税額控除額㉖	税額控除額㉗
税額	税額控除額㉘	税額控除額㉙
税額	税額控除額㉚	税額控除額㉛
税額	税額控除額㉜	税額控除額㉝
税額	税額控除額㉞	税額控除額㉟
税額	税額控除額㊱	税額控除額㊲
税額	税額控除額㊳	税額控除額㊴
税額	税額控除額㊵	税額控除額㊶
税額	税額控除額㊷	税額控除額㊸
税額	税額控除額㊹	税額控除額㊺
税額	税額控除額㊻	税額控除額㊼
税額	税額控除額㊽	税額控除額㊾
税額	税額控除額㊿	税額控除額㊿

この市民税「所得割額」で階層が決まります

- ※税額控除のうち、
- ・「配当控除」
 - ・「住宅借入金特別控除」
 - ・「配当割額・株式等譲渡所得割額」
 - ・「寄付金税額控除」
 - ・「外国税控除」

を受けている方は、「所得割額」にこれらの控除額を足した額で階層が決まります。

○両親以外の方の所得で算定される場合

ひとり親家庭や保護者の年間収入の合計が103万円以下の方で、同居している祖父母がいる場合(世帯分離している場合も含む)、祖父母のどちらか所得の高い方を算定者としてします。

○保育料が変更になる場合

所得税や市県民税の申告をして所得割額に変更があった場合や、世帯構成の変更(婚姻や離婚等)があった場合には、保育料が変更になる場合があります。

→本庁こども課または松井田支所住民福祉課に「認定変更申請書」を提出してください。

○年度途中で満3歳になった場合

認定区分は2号認定に変更されますが、保育料は年度末まで変更されません。(翌年度から無料になります。)

○保育料の減額・免除について



(1)第3子目以降の保育料について

子どもを3人以上扶養している場合には、第3子目以降の児童について、保育料が**無料**になります。
 ※ 申請に基づいて適用されますので、申請がない場合には、該当になりません。
 ※ 「子ども」とは、「子ども・子育て支援法第6条の子ども(18歳未満)」とします(安中市の取扱い)。
 ※ 一時預かり事業の利用料については、対象外です。

(2)第2子の保育料について

きょうだいが同時入所の場合、第2子の保育料が**半額**になります。



①第1子カウントは、小学校就学前までです。

小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、
 最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントします。
 【例】兄：小3→カウントせず 弟：年中→第1子・妹：0～2歳→第2子



**第2子
半額**

・「ひとり親世帯等」については、申請書裏面の「施設利用者負担額(保育料)減免に係る申請欄」に記入することで減免対象となります。
 申請がない場合は減免対象にはなりませんのでご注意ください。

②「年収360万円未満相当世帯」に該当する場合、①の第1子の年齢制限がなくなります。

きょうだいの年齢にかかわらず、人数に応じてカウントします。

【例1】兄：小6→第1子 【例2】姉：高2→第1子
 弟：年中→第2子 妹：年中→第2子

③「年収360万円未満相当世帯」の該当は市町村民税所得割額から判定します。

「年収約360万円未満相当世帯」とは…

・保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、57,700円未満の世帯です。
 ※ひとり親家庭等については、77,101円未満であれば該当します。

④「ひとり親世帯等」で「年収360万円未満相当世帯」の場合、第2子以降の保育料が**無料**になります。

※「ひとり親世帯等」とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯をいいます。

・①～④をまとめると、次の表のとおりです。

3 号 認 定	ひとり親世帯等	市町村民税 所得割額	ひとり親世帯等以外
	無料	市町村民税非課税	無料
	第1子 標準時間：2,300円 短時間：2,200円	57,700円未満	第2子(第1子年齢制限なし) 半額 第3子目以降 無料
	第2子目以降 (第1子年齢制限なし) 無料	57,700円以上 77,101円未満	第2子半額・第3子目以降 無料
	第2子半額・第3子目以降 無料	77,101円以上	

令和8年度 安中市利用者負担額徴収基準額表(月額) 【3号認定】

(単位：円)

市階層 (階層区分)		3号(3歳未満)												
		標準時間						短時間						
		第1子	第2子	第3子 以降	ひとり親家庭等 (A階層)			第1子	第2子	第3子 以降	ひとり親家庭等 (A階層)			
第1子	第2子				第3子 以降	第1子	第2子				第3子 以降			
1		生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	2A	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3	3A	市民税 所得割 18,600円 未満	6,000	3,000	0	2,300	0	0	5,800	2,900	0	2,200	0	0
4	4A	市民税 所得割 18,600円 以上 28,600円 未満	8,000	4,000	0	2,300	0	0	7,800	3,900	0	2,200	0	0
5	5A	市民税 所得割 28,600円 以上 38,600円 未満	9,200	4,600	0	2,300	0	0	9,000	4,500	0	2,200	0	0
6	6A	市民税 所得割 38,600円 以上 48,600円 未満	10,100	5,050	0	2,300	0	0	9,900	4,950	0	2,200	0	0
7	7A	市民税 所得割 48,600円 以上 58,400円 未満	12,200	6,100	0	2,300	0	0	11,900	5,950	0	2,200	0	0
8	8A	市民税 所得割 58,400円 以上 68,200円 未満	13,600	6,800	0	2,300	0	0	13,300	6,650	0	2,200	0	0
9	9A	市民税 所得割 68,200円 以上 77,101円 未満	15,800	7,900	0	2,300	0	0	15,500	7,750	0	2,200	0	0
9		市民税 所得割 77,101円 以上 78,000円 未満	15,800	7,900	0	15,800	7,900	0	15,500	7,750	0	15,500	7,750	0
10		市民税 所得割 78,000円 以上 87,800円 未満	17,500	8,750	0	17,500	8,750	0	17,200	8,600	0	17,200	8,600	0
11		市民税 所得割 87,800円 以上 97,000円 未満	19,300	9,650	0	19,300	9,650	0	18,900	9,450	0	18,900	9,450	0
12		市民税 所得割 97,000円 以上 109,000円 未満	22,000	11,000	0	22,000	11,000	0	21,600	10,800	0	21,600	10,800	0
13		市民税 所得割 109,000円 以上 121,000円 未満	25,000	12,500	0	25,000	12,500	0	24,500	12,250	0	24,500	12,250	0
14		市民税 所得割 121,000円 以上 133,000円 未満	28,000	14,000	0	28,000	14,000	0	27,500	13,750	0	27,500	13,750	0
15		市民税 所得割 133,000円 以上 145,000円 未満	31,000	15,500	0	31,000	15,500	0	30,400	15,200	0	30,400	15,200	0
16		市民税 所得割 145,000円 以上 157,000円 未満	33,000	16,500	0	33,000	16,500	0	32,400	16,200	0	32,400	16,200	0
17		市民税 所得割 157,000円 以上 169,000円 未満	35,000	17,500	0	35,000	17,500	0	34,400	17,200	0	34,400	17,200	0
18		市民税 所得割 169,000円 以上 235,000円 未満	36,500	18,250	0	36,500	18,250	0	35,800	17,900	0	35,800	17,900	0
19		市民税 所得割 235,000円 以上 301,000円 未満	38,000	19,000	0	38,000	19,000	0	37,300	18,650	0	37,300	18,650	0
20		市民税 所得割 301,000円 以上 349,000円 未満	40,000	20,000	0	40,000	20,000	0	39,300	19,650	0	39,300	19,650	0
21		市民税 所得割 349,000円 以上 397,000円 未満	42,000	21,000	0	42,000	21,000	0	41,200	20,600	0	41,200	20,600	0
22		市民税 所得割 397,000円 以上 450,000円 未満	43,000	21,500	0	43,000	21,500	0	42,200	21,100	0	42,200	21,100	0
23		市民税 所得割 450,000円 以上	44,000	22,000	0	44,000	22,000	0	43,200	21,600	0	43,200	21,600	0

この表は、令和8年4月1日現在のものです。

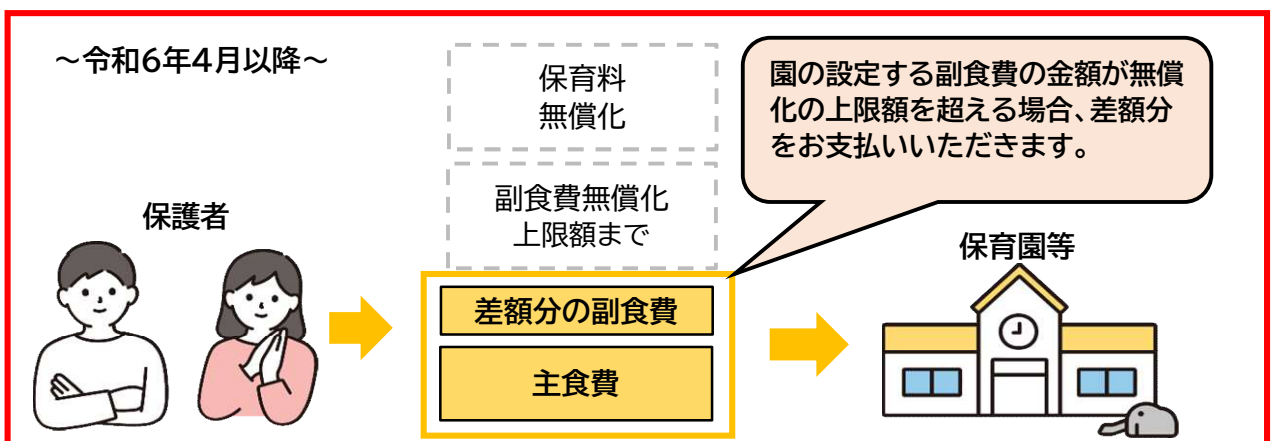
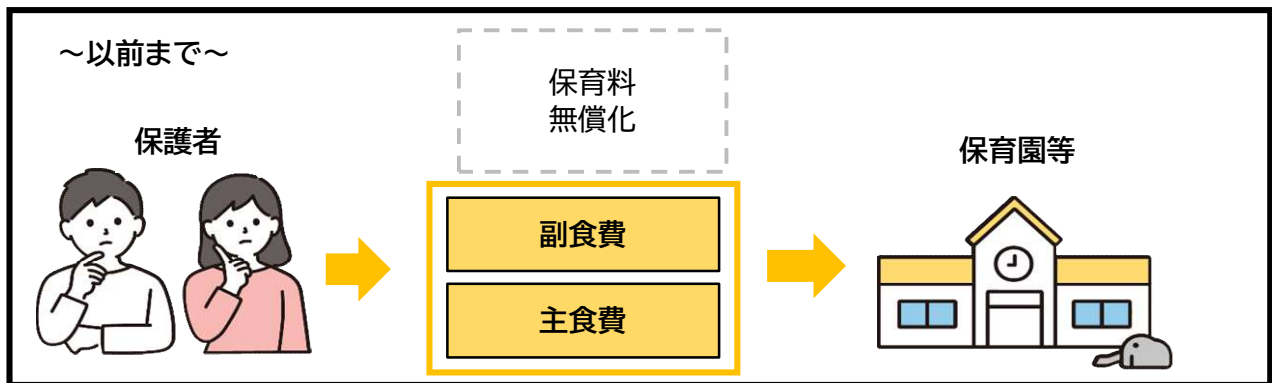
副食費について

安中市では、これまで同一生計の第3子以降については、市独自の制度として給食費のうち副食費分（おかず・おやつ）を無償としておりました。
令和6年度より無償化の対象を拡充し、安中市に住所のある3歳児クラス以上（1号認定の満3歳以上児を含む）のすべての児童について、上限額までの月額を無償化しています。
（令和8年度上限額：5,100円）

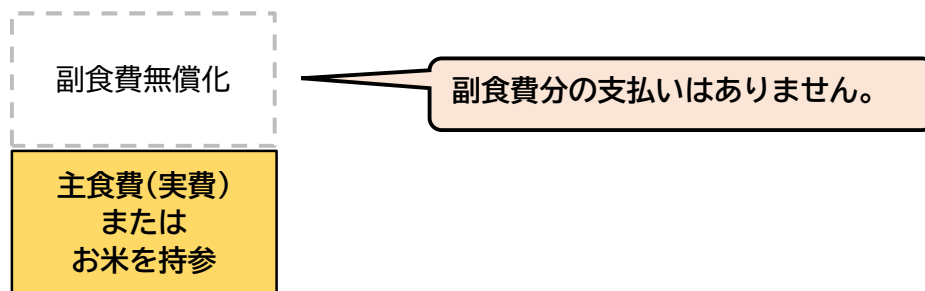
○給食費の考え方

在園施設	子どもの年齢 (算定年齢)	令和8年4月以降の給食費	
		主食費 (お米)	副食費 (おかず・おやつ)
・認定こども園の幼稚園部 ・新制度幼稚園	満3歳及び3歳児クラス～5歳児クラス	保護者が園に支払い 又はお米を持参	月額5,100円まで無償化 上限額を超えた差額は、 保護者が園に支払い
・保育園 ・認定こども園の保育園部	3歳児クラス～5歳児クラス	保護者が園に支払い 又はお米を持参	月額5,100円まで無償化 上限額を超えた差額は、 保護者が園に支払い ※公立園の場合は市に支払い
	0歳児～2歳児クラス	保育料に込み	

●保育園等に在園している児童の給食費の支払い方法変更のイメージ

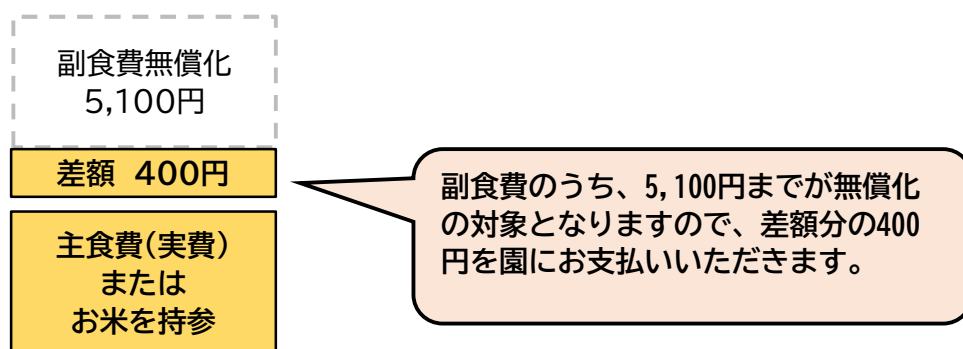


(1)副食費が月額5,100円以下の場合



(2)副食費が月額5,100円を超える場合

例) 園の設定する副食費が月額5,500円の場合



※差額分の取り扱いにつきまして、詳しくは各施設にお問い合わせください。

○国の副食費免除の要件について

・対象児童が「年収約360万円未満相当世帯」の子どもである場合、国の副食費免除の該当となります。

「年収約360万円未満相当世帯」とは、以下の世帯となります。

- ①1号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、77,101円未満の世帯
- ②2号認定の場合は、保護者等算定者の市町村民税所得割額の合計が、57,700円未満の世帯
※ひとり親家庭等(「母子・父子世帯」「在宅障害児(者)のいる世帯」)については、77,101円未満

○「年収約360万円未満相当世帯」の子どもに該当するかどうかは、市で課税情報等を確認の上決定いたします(認定申請書にて「税情報等の提供に当たっての同意」をいただいております)。

「妊娠・出産」「育児休業」について

○「妊娠・出産」の認定期間について

・保育認定で認定事由が「妊娠・出産」の場合、施設の利用期間は産前2か月、出産予定月1か月、産後3か月の計6か月間となります。

	出産予定日	認定期間
例	6月15日	4月1日～9月30日

6/15出産予定の場合、
上の子は4月から入園できます。

○「育児休業」から「就労」への変更について

・「復職(予定)年月日」が記載された就労証明書が必要です。勤務先に確認の上、ご提出ください。

・生まれたお子さんは、慣らし保育として、「復帰月(復帰する日が属する月)の前々月の1日」から入園可能となります。

	就労復帰予定日	入園可能日
例1	6月15日	4月1日
例2	7月20日	5月1日
例3	12月5日	10月1日

○就労から妊娠・出産、育児休業を経て就労に戻る流れの一例

【例】

出産予定日	令和9年3月7日
産前産後休暇	令和9年1月25日から令和9年5月2日まで
育児休業	令和9年5月3日から令和10年3月6日まで



この場合、認定期間や提出書類は下のようになります。

認定期間	認定事由	提出書類
令和9年1月31日まで	就労	「認定申請書(現況届)」・「就労証明書」
令和9年2月1日から 令和9年5月31日まで	妊娠・出産 (標準時間)	「変更申請書」・「母子手帳の写し」・「申立書」 「就労証明書」・「利用継続申立書」
令和9年6月1日から 令和10年3月31日まで (※1)	育児休業 (短時間)	基本的には変更申請が必要ですが、「就労」から「妊娠・出産」へ変更した際に提出された「就労証明書」で育児休業の期間が証明できる場合には、「変更申請書」の書類提出を省略することができます。
令和10年4月1日から	就労	「変更申請書」・「就労証明書」 (「復帰日」及び「復帰後の就労条件」が記載されているもの)

※1 安中市では、就労証明書に記載された育児休業終了日の属する月の末日までを育児休業の認定期間としています。

よくあるご質問(Q&A)



申請に関する質問

Q1. 記入を間違えてしまった場合はどうしたらいいですか。

A1. 間違えた箇所に二重線を引き、その上か周辺に正しい内容を記入してください。



Q2. 提出期限に間に合わなかった場合はどうしたらいいですか。

A2. 提出日を過ぎても受付可能ですが、入園の優先順位は下がる可能性があります。
第一希望の園に書類の提出が遅れることを連絡しておいてください。



Q3. 提出した申請書に記載してある内容が変更になった場合は、
どうすればいいですか。
(入園までに転職をする予定の場合など)

A3. 変更した認定事由に該当する書類を園か市役所こども課へ提出してください。



Q4. 現在離婚を前提として別居中です。(父・母)一方の書類しか提出できない場合、どうすればいいですか。

A4. 家庭裁判所等より離婚調停中の証明が出ている場合は、その写しを提出することで、相手方の書類は不要となります。その他事情がある場合は市役所こども課へご相談ください。
なお、離婚が成立して籍を抜いても住民票を異動していなければ「まだ同居している」ということで「事実婚」状態とみなされます。



就労状況、育児休業に関する質問

Q5. 申込時点では就労していませんが、入園までには就労予定です。入園できますか。

A5.

- ①まだ仕事が決まる前で、就労証明書を用意できない場合は、求職活動をしていることを証明する「申立書」を提出してください。
- ②就職が内定している場合は、就職先で就労証明書の【3 雇用(予定期間等)】の欄に期間の開始日を「4月1日～」と記載してもらい、提出してください。



Q6. 就労の認定で入園が決まっていたましたが、入園直前に退職しました。

A6. 入園は可能です。ただし、求職中となった場合は、認定事由が「求職活動」に変わりますので、「申立書」を園か市へ提出してください。他の認定事由に該当する場合は、ご相談ください。



Q7. 求職活動で認定された3カ月間で就労先が決まらなかった場合、再度求職活動の認定を受けることはできますか。

A7. 連続して求職活動の認定を受けることはできませんが、一度退園し、1カ月以上空けてから再度求職活動の認定を受けることはできます。この場合、改めて新規入園の手続きをしていただく必要があります。(転園の場合でも同様の扱いとなります。)



Q8. 就労と保育所等への入園のうち、どちらを優先的に進めるべきでしょうか。

A8. 求職活動中でも3ヶ月間保育の利用が認められています。「求職活動」の認定で入所した後、3ヶ月以内に就職先が決まり月64時間以上の就労になれば継続して利用することができます。ただし、9月の一斉申込みの際「求職活動」で申請した場合は、優先度が低いため第一希望の園に入園できないことがあります。



Q9. 4月1日からフルタイムで就労する場合、慣らし保育はありますか。

A9. 新規入園児童は「慣らし保育」として最初のうちは短時間で預かる園もあります。詳しくは入園先の園に確認してください。



Q10. 就労先から安中市の様式ではない就労証明書を渡されました。様式が違って大丈夫ですか。

A10. 安中市の様式は国が提示する様式に準じており、項目をすべて網羅していれば様式のレイアウト等は違っていても大丈夫ですが、できるだけ国が提示している様式での提出をお願いいたします。(なお、市のホームページからも様式はダウンロードできます。)



Q11. 育児休業期間を延長するため、決定された入所日を変更できますか。

A11. 入所日だけ変更することはできません。決定された入所を取り下げ(退園扱い)いただいた上で、申請→選考→認定・決定の手続きをやり直す必要があります。



Q12. 育児休業期間中に妊娠しましたが、入園は可能でしょうか。

A12. 「妊娠・出産」の認定で入園可能です(出産予定月の2か月前から)。また、その後生まれたお子さんの育児休業に入っても、在園している上のお子さんは「育児休業」の認定で継続利用できます。認定事由が育児休業→妊娠・出産→育児休業と変わります。(育児休業中は、保護者自身は保育ができる状態であるとして扱われるため、他の事由がなければ新規入園はできません。ただし、すでに通園している上のお子さんの成育環境を変えないために保育を継続する必要性がある場合には、保育認定の事由として認められています。)



Q13. 認定こども園(保育園部)に通っている子(3歳以上)がいますが、下の子のために育児休業を延長すると、1号認定に変更しないと退園になってしまうのでしょうか。

A13. 認定こども園でも保育園と同じ考え方(A12)です。保育認定希望であれば3歳児以上でも1号認定に変更する必要はありません。



Q14. スキマバイトで働いていますが、就労として認定されるのでしょうか。

A14. スキマバイトの場合は、就労証明書が発行されないため、直近3ヶ月程度の実績が確認できれば就労の認定も可能ですが、実績がない場合、就労での認定はできません。



転入、住所地に関する質問

Q15.現在市外に居住しています。今後、安中市に転入する予定ですが申込みは可能でしょうか。

A15.

①3月中に安中市に転入する場合 →安中市に申込みしてください。
②4月以降に安中市に転入する場合 →現在住所のある市町村で安中市の施設に入所申し込みをしてください。その後、転入した時点で安中市役所こども課にて再度手続きをしてください。



Q16.転入予定で申込みを行いたいのですが、すでに安中市に住んでいる人に比べて不利になるなど選考に影響はありますか。

A16.9月の一斉申込みで第一希望の園に申請書が提出されていれば影響はありません。



Q17.安中市に住民登録があります。市外の保育施設を利用することはできますか。

A17.申込みは可能です。ただし、保育を必要とする事由(就労等)以外にも、保育所等が所在する市町村が定める要件に適合することが必要となります。また、市町村によっては、その自治体の市民が申込みする場合に比べて優先度が下がる場合があります(居住者の子どもを優先するため)。また、市町村をまたいで利用調整を行うため決定通知等の送付が遅れる場合があります。



Q18.現在市外に居住していますが、安中市内の園に申込みは可能でしょうか。

A18.入園時点で安中市内に父・母どちらかの職場があれば、申込み可能です。
また、年度途中で住所や職場が市外に変わった場合も、年度内は継続して園に通うことができます。(住所変更の場合は転出先の自治体で継続の申請が必要です。)



Q19.里帰り中にきょうだいを市外の園に預けたい場合、どのような手続きが必要ですか？

A19.認定の重複を避けるため、現在通っている園を一度退園し、市外の園へ入園するための申請書類を安中市へ提出する必要があります。
一時預かり(実費徴収)を利用する場合はこの限りではありません。



保育料に関する質問

Q20.年度の途中で誕生日が来て3歳になった場合、その次の月から保育料は無料になりますか。

A20.なりません。その年度内は2歳児クラスとなるため保育料が発生します。翌年度からは3歳児クラスになるため保育料は無料になります。(P.10参照)



Q21.祖父母と同居していますが、祖父母の収入も保育料の算定に関係がありますか？

A21.同居している祖父母に収入があったとしても基本的には保育料の算定に影響はありません。
ただし、ひとり親家庭や、児童の保護者の年間収入の合計が103万円以下の方で、同居している祖父母がいる場合は、世帯分離している場合も含め、祖父母のいずれかのうち、所得の高い方の市町村民税の所得割額を加算して保育料を算定します。



Q22.ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯についての減免措置はありますか？

A22.あります。申請書裏面の減免欄へチェックし、添付書類と一緒に提出してください。書類の確認ができないと、減免措置を受けられない場合があります。(P.11参照)



Q23.保育料は園に直接支払いをすればよいですか？またキャッシュレス決済は可能ですか？

A23.保育園の場合、市へお支払いいただきます。お支払い方法は、納付書または口座振替となります。(口座振替を推奨しております。)
保育園以外(認定こども園等)の場合、施設に直接お支払いいただきます。お支払い方法は各施設へお問い合わせください。



Q24.一時預かりや延長保育を利用した場合は、保育料とは別に料金がかかりますか？

A24.別途利用料がかかります。金額については利用する施設によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。



その他の質問

Q25.「教育・保育給付認定決定通知書兼支給認定証」が届きました。認定期間が小学校就学前までではなく、途中の期間までになっているのはなぜですか。

A25.お子さんが3歳未満(3号認定)である場合は、認定期間が満3歳の誕生日の前々日となります(法令上、誕生日の前日から満3歳となるため)。満3歳の誕生日からは2号認定となりますが、その認定期間は小学校就学前までとなります。



Q26.認定こども園を利用しています。1号認定から2号認定、または2号認定から1号認定へ変更は可能ですか。

A26.可能です。ただし利用している園の定員に余裕があることを確認してください。また変更には手続きが必要です。



Q27.4月15日で1歳になります。1歳児クラスでの入園はできますか。

A27.できません。4月1日現在でのお子さんの年齢によりその年度のクラス年齢が決まります。
4月15日に1歳児になったとしても4月1日時点では0歳児だったのでその年度中は0歳児クラスとなります。0歳児クラスの対応がない園には申込みができませんのでご注意ください。



Q28.障害児発達支援施設を利用する場合は、保育施設の利用はできないのでしょうか。

A28.障害児発達支援施設との併用は可能です。ただし双方の施設とよく相談の上、利用するようにしてください。



他にご質問等がございましたら、市役所こども課までお問い合わせください。



その他の保育サービス



病児保育（体調不良児対応型）

保育中に児童が体調を崩した場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育施設内で一時的に保育を行うものです。

利用できる施設（在園児のみ）

施設名	電話番号	住所
細野保育園	027-393-2457	安中市松井田町新井394
あさまこども園	027-395-0186	安中市下秋間1459
後閑あさひ保育園	027-385-5541	安中市中後閑724
あさひ第二保育園	027-384-1501	安中市下後閑509-1

病児保育（病児対応型）

主に保育園等に通っている子どもが病気になった場合は、保育園等では子どもを預かることができませんが、仕事が休めないなどの理由で家庭での看護が困難な保護者に代わって、専用施設で保育士や看護師が保育や看護をするものです。

利用できる施設（在園児以外も可）

施設名	電話番号	住所
後閑あさひ保育園	027-385-5541	安中市中後閑724

申込手続き、対象年齢、利用料金、利用時間などは施設へお問い合わせください。
(R8.4月よりネット予約が始まりました。)

病児保育（病後児対応型）

傷病の回復期にあり他の児童との集団保育が困難な児童を一時的に預かる事業で、保育園で保育士や看護師が保育や看護をするものです。

利用できる施設（在園児以外も可）

施設名	電話番号	住所
原市保育園	027-385-5233	安中市築瀬25-1
後閑あさひ保育園	027-385-5541	安中市中後閑724
あさひ第二保育園	027-384-1501	安中市下後閑509-1

対象児童・・・1歳から小学校3年生までの市内在住者の児童
又は保護者が市内に勤務する児童

市のホームページも併せてご確認ください。→



上記サービスに関するお問い合わせ先

安中市役所 こども課こども育成係 TEL027-382-1111 または各実施園

その他の保育サービス



休日保育

対象：保育園等を利用している市内在住の子ども（2号、3号認定）に休日に保育を実施するものです。

※休日とは、日曜日及び祝日を指します。

※給付認定を受けた事由と同一の事由が利用日にも必要です。

*年末年始や実施園の都合により、休日保育が実施できない日があります。

利用できる施設（在園児以外も可）

施設名	電話番号	住所
後閑あさひ保育園	027-385-5541	安中市中後閑724

こども誰でも通園制度

対象：0歳6か月から満3歳までの「どこの園にも在籍していない」こどもを対象として、保護者の就労等に関わらず保育を受けられる新しい制度です。

利用できる施設

施設名	電話番号	住所
後閑あさひ保育園	027-385-5541	安中市中後閑724



上記サービスに関するお問い合わせ先

安中市役所 こども課幼児教育保育係 TEL027-382-1111 または後閑あさひ保育園

☆入園案内をより良いものにするため皆様のご意見を募集しております。

「こんな情報を載せてほしい。」「この部分をもっと知りたい。」「ここがわかりづらい。」など

以下の二次元コードからスマホで簡単にご投稿いただけます。

※いただいたご意見はすべて市の担当者が確認し、今後の参考とさせていただきます。

※登録等は不要で、匿名での投稿することができます。

※本入園案内の内容に関係のないご投稿はお控えください。



← こちらをスマホで
読み取ってください。

